

2022年11月1日発行



宮城労働局メールマガジン



---

目 次

---

1. 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。
2. 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
3. 産業雇用安定助成金の制度が拡充されました

- 
1. 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。
- 

宮城労働局では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、関係機関・団体との連携のもと未加入事業に対する労働保険の加入促進に取り組めます。

事業主の方は、労働者（パート、アルバイト含む）を1人でも雇った場合、労働保険に必ず加入しなければなりません。

手続がお済でない事業主の方は、至急、加入手続きをお願い致します。

詳しくは、宮城労働局労働保険徴収課、最寄りの労働基準監督署、ハローワークにお尋ねください。

●労働保険について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/hoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/index.html)

【お問合せ先】労働保険徴収課（022-299-8842）

- 
2. 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
- 

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念される場所です。

このため、厚生労働省では、「過重労働解消キャンペーン」及び公正取引委員会・中小企業庁が実施

する「下請取引適正化推進月間」の各種取組と連携を図りながら、11月に

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」を実施し、「しわ寄せ」の防止に向けた集中的・効果的な取組を行います。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。

(「しわ寄せ」防止特設サイトURL)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

【お問合せ先】 雇用環境・均等室022-299-8844

---

### 3. 産業雇用安定助成金の制度が拡充されました

---

雇用維持を目的に在籍型出向を行った事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」の制度が令和4年10月1日より拡充されました。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

- ◆支給期間の延長（最長1年から2年へ変更）
- ◆支給対象労働者数の上限を一部撤廃
- ◆出向復帰後の訓練に対する助成（新設）

●厚生労働省ホームページ（産業雇用安定助成金）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html)